

# 第1部 総説

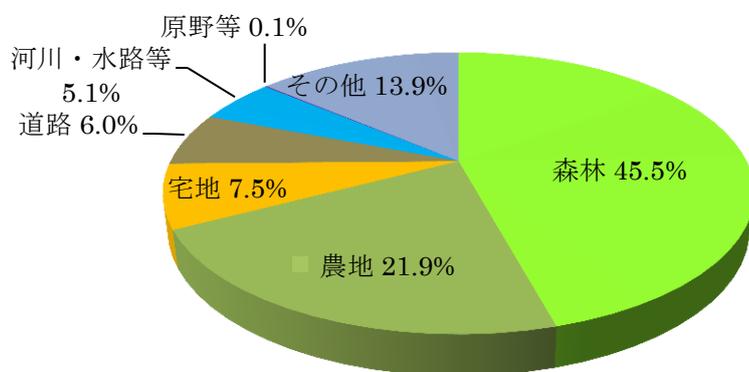
## 第1章 佐賀県の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は2,440.64 km<sup>2</sup>（平成26年10月1日現在、国土地理院調べ）となっており、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しています。また、北に玄界灘、南に有明海と2つの海に面しています。

土地利用の構成比は、森林45.5%、農地21.9%、宅地7.5%、道路6.0%、河川・水路等5.1%、原野等0.1%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が13.9%となっています。

図1-1-1 土地利用状況（平成26年10月1日調査）

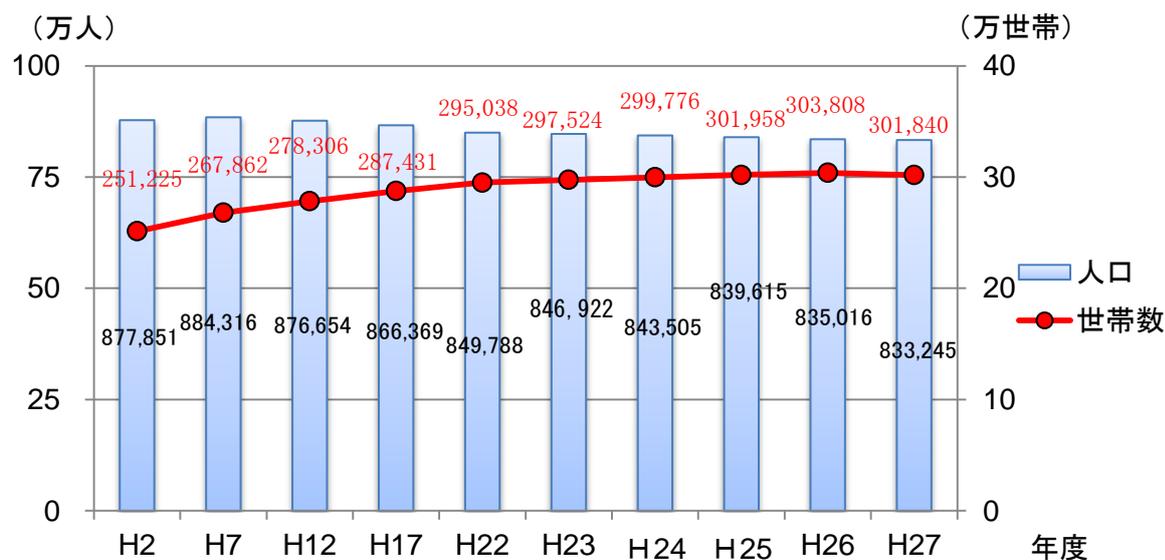
資料：土地対策課



平成27年10月1日現在の人口は、833,245人であり、人口密度は341.4人/km<sup>2</sup>となっています。また、平成32年の予測人口は、802,816人（平成25年3月国立社会保障・人口問題研究所推計）となっています。

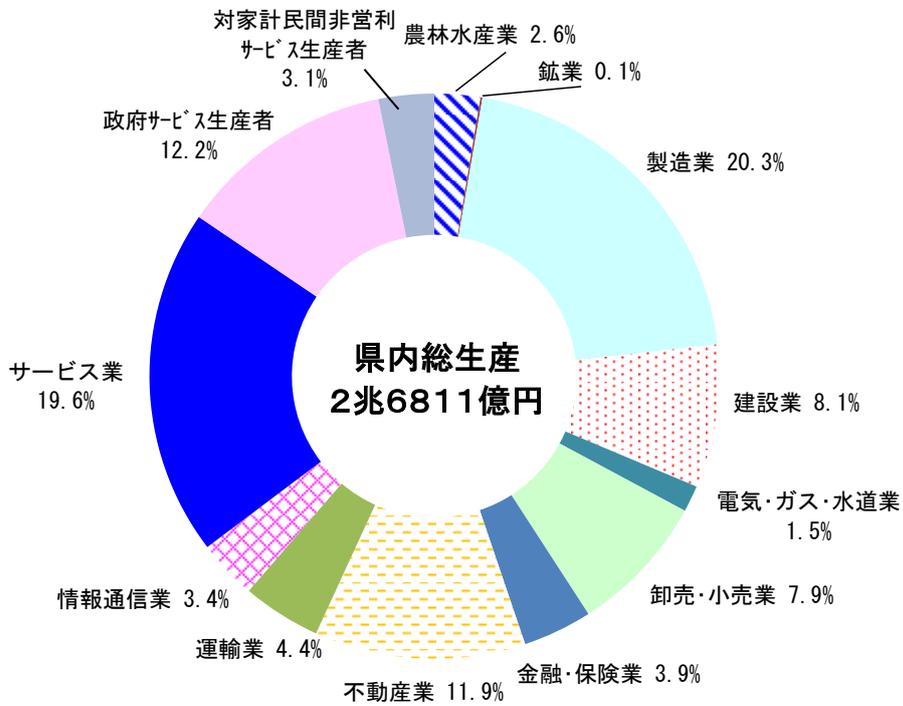
図1-1-2 人口、世帯数の推移（各年10月1日現在）

資料：統計分析課



本県の県内総生産（名目）（2兆6811億円）の業種別内訳は、平成25年度において第3次産業が67.9%、第2次産業が28.5%、第1次産業が2.6%となっています。

図1-1-3 県内総生産の構成比（平成25年度） 資料：統計分析課



※各産業の構成比の中には輸入品に課される税等を含んでいないため、合計は100%にはならない。

## 第2章 環境政策の指針

### 環境基本法

環境基本法は、平成5年に制定された環境の保全についての基本理念を定め、環境の保全に関する基本的な施策の方向性を定めた法律です。

国は、環境の保全に関する施策に関し、まず施策の策定及び実施に係る指針を明示し、環境基本計画を定めて施策の大綱を示すものとしていますが、地方公共団体も国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を実施するものとしています。

#### 【基本理念】

- 現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

### 佐賀県環境基本条例

佐賀県環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念、県・市町・事業者及び県民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の3項目となっています。

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

☆ 参考資料編1 佐賀県環境基本条例

### 第2期佐賀県環境基本計画

佐賀県環境基本条例第11条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、また県民、事業者及び行政の各主体による環境保全活動の指針として、平成12年に「佐賀県環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

また、近年の気候変動や地域における貴重な生態系の保全と活用など今日の環境を取り巻く情勢は、大きく変化しているため、平成23年10月に「第2期佐賀県環境基本計画」を策定し取組を推進してきました。

なお、平成28年3月には「第3期佐賀県環境基本計画」を策定し、さらに取組を推進していくこととしています。

計画の名称： 第2期佐賀県環境基本計画

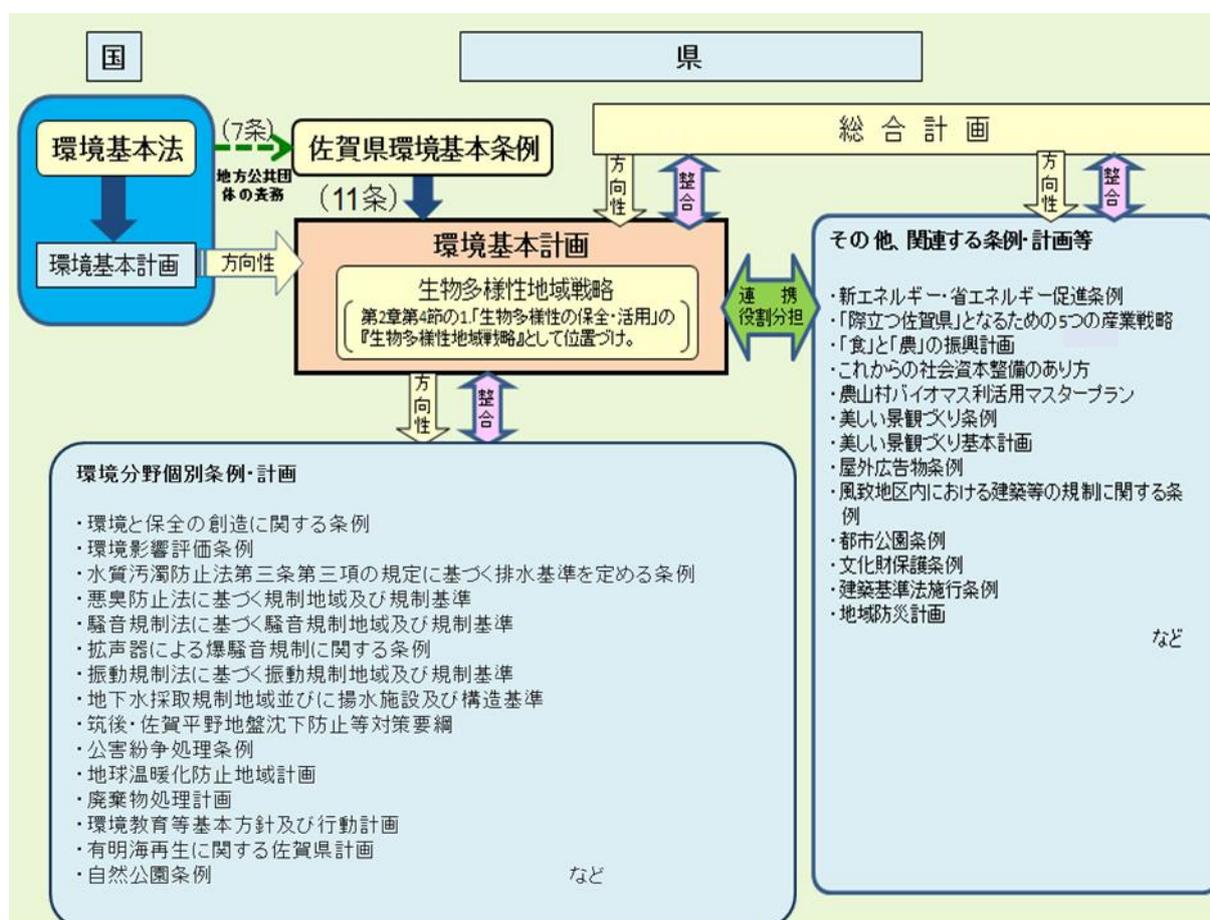
計画期間： 平成23年度から概ね5年間

基本目標： 「みんなで創る 環境最先端県さが」

県民、CSO、事業者、行政等が連携し、県全体が一体となって、どんなことをするにも環境のことを考えて行動し、環境に関する様々な課題に果敢に取り組むことで、県民が豊かさや潤いを実感できる県を目指します。

第2期環境基本計画は、県ホームページ上に公開しています。

[http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/\\_1262/kan-osirase/\\_58199.html](http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1262/kan-osirase/_58199.html)



☆ 参考資料編2 環境関係法律・条例体系図

## 第3章 知ってほしい取り組み

### 第1節 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)への取り組み

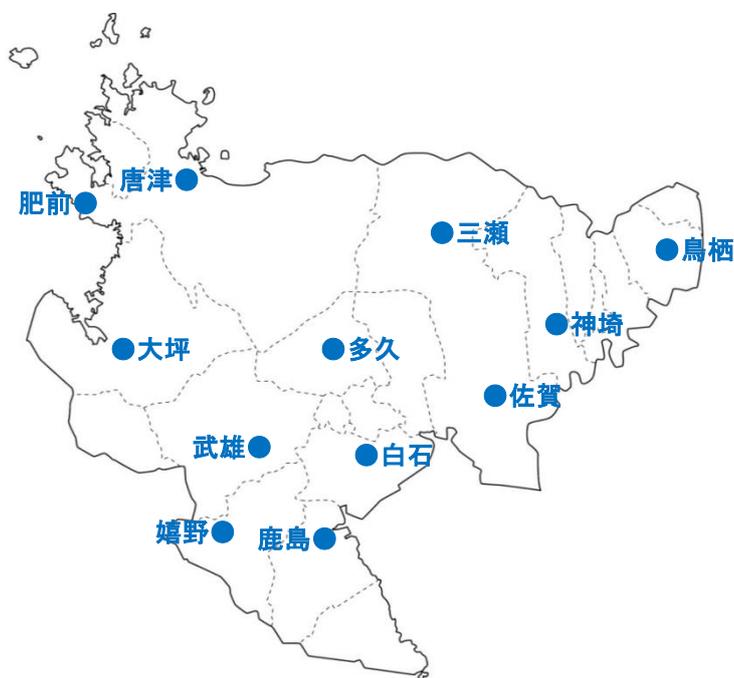
環境課

佐賀県では、平成21年9月の微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の環境基準の設定を受け、平成23年12月に佐賀市、鳥栖市、武雄市の3か所に測定局を設置し、環境省が設置した唐津市の1局を含めた4局で、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の測定をはじめました。

平成25年1月以降、中国の大規模な大気汚染の発生が報道されたことにより、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)について社会的な関心が高まったことなどから、県内の微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の監視体制を整備・拡充し、平成26年2月から県下12測定局で微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の測定を行っています。

また、佐賀県では、環境省が示した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の濃度が暫定的な指針値である日平均値70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超えると予想される場合に注意喚起を行っています。平成26年度は、平成27年3月22日に県内全域を対象に微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)に関する注意喚起を実施し、情報の提供を行いました。

今後も県民の皆様の環境の保全・安全のために、適切な情報を発信していきます。



微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) 測定地点

#### 微小粒子状物質とは

大気中に浮遊している2.5 $\mu$ m(1 $\mu$ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことです。

微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

## 佐賀県の注意喚起の判断

### ○注意喚起の判断基準

微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の 1 日の平均濃度が 70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えると予想される次の場合に注意喚起を実施します。

- ・ 県内のいずれかの測定局で午前 5 時から 7 時までの 1 時間値の平均値が 85  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過した場合
- ・ 県内のいずれかの測定局で午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が 80  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過した場合

### ○注意喚起の対象区域

県内全域を対象に注意喚起を実施します。

### ○注意喚起の取り消し

注意喚起を行った後に、濃度が下がり、全ての測定局で 3 時間平均が 50  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を下回った場合は、注意喚起を取り消します。(注意喚起の取り消しは、屋外での活動が多いと考えられる 17 時までに濃度が下がった場合に行います。それ以降は、24 時に自動的に解除します。)

## 佐賀県の注意喚起の体制・内容

### ○佐賀県の注意喚起の体制

- ・ 市町村、関係機関等への通知
- ・ 報道機関 (テレビ、ラジオ) を通じて、県民への注意喚起を実施
- ・ 佐賀県「防災ネットあんあん」による注意喚起情報の配信
- ・ 佐賀県庁ホームページに注意喚起情報を掲載
- ・ 自動音声案内、ツイッターによる注意喚起情報の提供

### ○佐賀県の注意喚起の内容

佐賀県では注意喚起を実施した場合、以下の内容呼びかけています。

- ・ 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう。
- ・ 屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくしましょう。
- ・ 呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児、高齢者の方は、一般の方に比べ影響が出やすく、個人差も大きいと考えられるので、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。

なお、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の注意喚起の状況や1時間毎の測定結果については、以下の佐賀県ホームページなどで確認できます。

#### 佐賀県 PM2.5 情報

(パソコン向けサイト) <http://www.saga-taiki.jp/pm25/>  
(スマートフォン向けサイト) <http://www.saga-taiki.jp/pm25/sp/>  
(携帯電話向けサイト) <http://www.saga-taiki.jp/mobile/>  
テレフォンサービス (自動音声案内) 0952-32-3583

また、「防災ネットあんあん」に登録いただくと、注意喚起の実施又は取り消しされたときに、メールでお知らせします。(事前の登録が必要です。)

#### 防災ネットあんあん(防災・安全・安心情報配信システム)

登録は、<http://esam.jp> から

#### 注意喚起の実施状況

平成26年度は、平成27年3月22日に唐津局、肥前局、三瀬局3局の測定局で、午前5時から12時の微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の濃度の平均値が80 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超え、1日の平均値が注意喚起のための暫定的な指針値(1日平均値70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>)を超過することが予想されたため、県内全域を対象に微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)に関する注意喚起を実施し、市町、報道機関等へ情報提供を行いました。

なお、当日は、三瀬局、唐津局、肥前局、大坪局、嬉野局で暫定的な指針値を超過しました。

#### 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)に関する共同調査

佐賀県では、日韓海峡を挟んだ九州北部三県(佐賀県、福岡県、長崎県)及び山口県と韓国南岸一市三道(釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道)との間で連携協力し、これまで、酸性雨共同調査研究、河川水質生物検定共同調査などに取り組み、広域的かつ多様な環境保全技術、公害防止等に関する共同事業を展開しています。

平成24年度からは、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)に関する共同調査を実施し、平成25年度には、発生源寄与、時間データの解析及び濃度分布などの比較検討を行った調査結果をまとめました。

また、平成26年度からは、平成24年度～平成25年度の調査で得られた解析結果や考察を踏まえ、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の高濃度時期の特徴や発生源の実態を把握し、課題解決の基礎資料とすることを目的に、高濃度になる時期(1月～5月)に集中して調査を行っており、平成27年度末を目標に報告書をまとめることとしています。

## 第2節 排出事業者等が行う排出抑制・減量化・リサイクルのための取組の支援

循環型社会推進課

廃棄物の循環的利用の促進につながる優良なりサイクル産業を育成するため、平成17年度に産業廃棄物税を財源とする補助制度を創設しました。産業廃棄物の排出事業者や処分業者等が排出抑制やリサイクルのために新たな設備を導入する際に支援を行っています。

### 主な取組

#### ○リサイクル施設等整備促進事業

産業廃棄物排出事業者が行う、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進する施設の整備について、支援を行っています。 【平成26年度実績 4件 62,675千円】

#### ○リサイクル産業育成支援事業

産業廃棄物処理事業者が行う、産業廃棄物を原料としたリサイクル製品の製造や資源化施設等の整備について、支援を行っています。 【平成26年度実績 4件 34,142千円】

#### ○産業廃棄物排出抑制等コーディネーター派遣事業

県内の事業者が行う、産業廃棄物の減量化・リサイクルの促進への自発的、主体的な取り組みに対し、専門的な知見により技術的な助言を行うコーディネーターを派遣しています。 【平成26年度実績 2件 373千円】

### ○ミカン皮の飼料化施設・漢方薬化施設の整備への支援

ミカン缶詰等を製造する過程で発生するミカン皮を粉碎する施設や乾燥施設等を整備することで、それまでは産業廃棄物として処分していたミカン皮がリサイクル製品（飼料、漢方薬（陳皮））として有効活用されるようになりました。

補助対象者：食料品製造業者（ミカン缶詰等）

利用補助金：平成26年度佐賀県リサイクル施設等整備促進事業費補助金

事業内容：粉碎施設、乾燥施設の新設等

事業効果：産業廃棄物（動植物性残さ）の減量化、リサイクル（漢方薬（陳皮）化、飼料化）の推進

